

再処理工場のウラン試験時に発生が予想されるトラブル等とその対応(No.1 - 42)

件名	配管内へのウエス置き忘れによるポンプ故障			
事象の概要	<p>(1) 発生場所: 機器 分離建屋: 極低レベル含塩廃液サンプポンプ</p> <p>(2) 発生の状況 保守作業中</p> <p>(3) 概要 配管の改造工事を実施した際、切断した配管内に養生のために詰めたウエス(布)を置き忘れたまま、配管接続作業を実施。その後当該システムのポンプを運転させ、ウエスが原因でポンプの吸い込み口詰まりによりベアリング(軸受)が焼付いたことによるポンプの停止 *他の建屋も含め同種の作業においても、同様な事象の発生が予想される。</p>			
事象による影響	<p>(1) 工場外への影響 工場外への影響は生じない。 分離建屋建屋の換気設備及び塔槽類廃ガス処理設備が稼働している系統及び室内での事象ならびにそれに伴う復旧作業なので、放射性物質の放出等の工場外への影響は生じない。</p> <p>(2) 安全性への影響 安全上の問題は生じない。 ポンプの運転が停止することにより、これ以上の事象の進展はなく、安全上の問題は生じない。</p> <p>(3) 作業員への影響 作業員への影響は生じない。 ポンプの点検、復旧作業にあたっては、定められた放射線管理要領に従い、作業計画に沿って効率的に作業を進めることにより、作業員への影響は生じない。</p> <p>(4) 他工程への影響 他工程への影響は生じない。 改造工事後の確認運転で発生した事象であり、他工程への影響は生じない。</p>			
対応の概要	<p>(1) ポンプの運転状況を確認する。</p> <p>(2) 運転を一時停止し、定められた保守手順に従い、故障箇所の復旧を実施する。</p> <p>(3) 復旧箇所に異常のないことを確認した後、予め定められた手順に従い運転を再開する。</p>			
公表区分	翌平日に公表(ホームページへ掲載)			
対応区分	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;"> <p>(a) 運転継続しながら復旧</p> <p>(b) 運転システムを切り替えて復旧</p> <p>(c) 当該機器を停止して復旧</p> <p>(d) 当該設備を停止して復旧</p> <p>(e) 影響範囲の設備を停止</p> </td> <td style="width: 15%; vertical-align: top;"> <p>国際評価尺度 (INES)のレベル</p> <p>日本原燃による評価: レベル0以下</p> </td> <td style="width: 70%; text-align: center;"> </td> </tr> </table>	<p>(a) 運転継続しながら復旧</p> <p>(b) 運転システムを切り替えて復旧</p> <p>(c) 当該機器を停止して復旧</p> <p>(d) 当該設備を停止して復旧</p> <p>(e) 影響範囲の設備を停止</p>	<p>国際評価尺度 (INES)のレベル</p> <p>日本原燃による評価: レベル0以下</p>	
<p>(a) 運転継続しながら復旧</p> <p>(b) 運転システムを切り替えて復旧</p> <p>(c) 当該機器を停止して復旧</p> <p>(d) 当該設備を停止して復旧</p> <p>(e) 影響範囲の設備を停止</p>	<p>国際評価尺度 (INES)のレベル</p> <p>日本原燃による評価: レベル0以下</p>			

本事象は当該機器停止時の保守作業中に発生したものであるため対応区分該当なし。

